

重点事業① 太陽光発電設備設置の推進

1. 概況

太陽光発電については、平成 21 年に再開された経済産業省の住宅用太陽光発電（10kw 未満）補助、さらに、平成 24 年 7 月「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT 法）施行により、急速に導入が進みました。

市においては、主に住宅用となる 10kw 未満の設備を対象とした補助、また、公共施設の新設・更新等にあわせた太陽光発電設備の設置等に取り組んでおり、市内における設置件数は、平成 23 年 3 月末時点では 1,116 件でしたが、平成 29 年 3 月末には 3,885 件と約 3.5 倍に増加しています。 ※中部電力株式会社における契約件数

そのような状況の中、全国的には法令に定める手続き等を行わずに開始される事業や、地域の自然環境や景観、防災面等から懸念される事業等の問題が顕在化してきたことから、国においては、FIT 法を改正し（平成 29 年 4 月施行）、関係法令違反事案等への対応規定を定めるとともに、適正な事業実施の確保を目的とした事業計画策定ガイドラインが策定されたところです。

市においても、県が市町との協調により制定した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の運用、また、景観計画を変更し、太陽光発電施設を届出対象工作物への追加する等、地域と調和した施設の導入を進めています。

国の動き

○補助事業

- ・住宅用太陽光発電設置等に関する補助は、平成 20～25 年度に実施。（以後、先進的な事業等を対象とした補助のみ。）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 24 年 7 月施行）

- ・太陽光発電、風力発電等による電気を、国が定めた買取価格で電力会社（中部電力等）に買取することを義務付け（通称「固定価格買取制度」）
- ・買取価格は実態に応じて変動し、減額傾向
- ・買取に係る費用については、賦課金として徴収し補填され、増額傾向
- ・問題事案の発生を受け平成 29 年 4 月改正法施行。法律違反事案等への認定取消等を可能とするとともに、適正な事業実施に係る指針として「事業計画策定ガイドライン」を策定

県の動き

○補助事業

- ・住宅用太陽光発電設置等に関する補助は、平成 20 年度まで。(以後、事業所における従業員啓発用事業等を対象とした補助を、平成 27 年度まで実施。)

○三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

- ・一部の市町において、住民の反対運動等が発生
- ・問題への対処として、平成 29 年 7 月施行
- ・県・市町への事業概要書の提出を求めるとともに、関係法令等により事業実施が困難な地域等を明示

2. 市の取組

住宅用太陽光発電については、補助事業の継続実施により設置促進を図るとともに、メガソーラー等の発電事業については、地域との調和が図られるよう取組を進めている。

○補助事業

- ・10kw 未満（余剰売電）を対象
- ・6 万円／件
- ・平成 27 年度においては、国交付金を活用した上乗せ補助（16 万円/件）を実施。

○景観計画

- ・平成 30 年 1 月施行
 - ※参考：平成 29 年 1 月に三重県景観計画が変更。
- ・一般地区においては 1,000 m²を超えるもの、沿道景観形成地区・重点地区においては規模不問で届出対象工作物に追加
- ・「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」において、周囲景観と調和した色彩、低反射、植栽等での目隠し等の景観配慮とともに、内宮おはらい町地区において設置しないよう求めている。

《資料》

- ・【太陽光発電】件数推移
- ・【太陽光発電】容量推移
- ・太陽光発電に関する制度等